

## SIR工法 よくある質問（お施主様）

Q1 SIR工法とはどんな工法なのですか？

A 外張断熱工法という断熱工法の技術を基にした断熱耐震改修工法です。住まいの耐震改修と断熱改修を一度の工事で行うことができます。これらを別々に行う場合と比べて、費用や工期を少なくすることができます。

Q2 SIR工法はどのような住宅に使えるのですか？

A 木造在来工法の住宅のうち、耐震性能が不足している住宅を対象としています。一般的に昭和56年6月以前に建てられた住宅は旧耐震基準による住宅として耐震性能が不足している可能性が高いと言われています。また昭和56年以降平成12年以前に建てられた住宅でも耐震性が十分でない場合が考えられます。

また、こうした比較的古い住宅は断熱性能も十分でないことが多いので、耐震性能と断熱性能を同時に改善するためにSIR工法をご利用いただけます。

Q3 我が家の耐震性能や断熱性能が分かりません。どうしたらいいですか？

A 多くの自治体では、昭和56年6月以前の住宅を対象とした無料耐震診断あるいは診断費用の助成等の制度を設けていますので、こうした制度を活用することをお勧めします。募集要領は自治体によって異なるのでお住まいの自治体のホームページを確認するか窓口に照会するなどしてください。

一方の断熱性能は、建築時の設計図書等が残っていない場合には確認するのが難しいのですが、改修するかどうかの判断は熱的快適性、つまり冬の寒さなどを基にしていきたいと思います。改修工事を依頼する工務店に断熱性能の確認と見積もりを依頼してはいかがでしょうかと思います。

Q4 耐震性能が必要なことは分かりますが、断熱性能はあまり必要性を感じません。

A 国の施策として2050年カーボンニュートラルの実現を掲げており、そのために2025年以降は全ての新築住宅について省エネ基準が義務化されます。既存の住宅について法的制約は生じませんが温室効果ガス排出抑制のための努力は求められます。当然ではありますが、こうした省エネ化は光熱費節約につながり居住者メリットにもなります。

一方、断熱性能の高い住宅は熱的な快適性はもちろん健康性の改善が期待できることが知られています。

Q5 SIR工法を検討したいのですが、どこに相談したらいいですか？

A 当協会のホームページにSIR工法の登録設計者、登録施工者を掲載しています。お住いの地域に施工者あるいは設計者がいない場合は、当協会ホームページのお問い合わせフォームから直接ご連絡いただくようお願いいたします。日頃から懇意にされている工務店がある場合は、SIR工法で改修工事をしたい旨相談されてもよろしいかと思います。

Q6 懇意の工務店に相談したら SIR 工法を知らないと言われました。どうしたらいいですか？

A 当協会のホームページを通じて一度ご連絡いただくよう工務店様にお伝えください。当方から工法の内容あるいは手続き等についてご説明させていただきます。

Q7 SIR 工法のメリットは理解しましたが、やはり費用が高いと工事に踏み切れません。

A SIR 工法は既存外壁を一旦剥がすような大規模な工事になるので、サッシを交換するだけの工事と比較すると改修費用は大きくなります。しかし、耐震性能と断熱性能を同時に改善する改修工事なので、これらを別々に行うことを考えると費用と時間の節約になります。お住いの住宅の状況も踏まえこれらを勘案いただければよろしいかと思えます。

本ホームページ「〔お施主様のページ〕性能アップリフォームのススメ！」をご参照ください。